

回覧 平成29年11月15日（三股町）代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|--|
| <催し> | 表紙 | ◆「第125回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します |
| <お知らせ> | 1 | ◆平成30年度通学区域外通学の申請を受け付けます
◆「第3回みまたん霧島パノラマまらそん」ボランティアスタッフを募集します |
| | 2 | ◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「家内労働（内職）情報」をお知らせします |
| <保健と福祉>
(子ども) | 3 | ◆平成30年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります |
| | 4 | ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します |
| <農林畜産業関連> | 4 | ◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています |
| | 5 | ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です
◆屋外で鳥を飼育している人は、高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| <相談> | 6 | ◆ブロックローテーション継続のお願い |
| | 6 | ◆「行政相談」を実施します |
| | 7 | ◆12月4日～10日は「人権週間」です
◆「人権相談」を実施します |
| | 8 | ◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています |



催し

◆「第125回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	11月26日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 (JR三股駅東隣)

今回の朝市イベントは、大人気の『寄せ植え体験』を行います！季節の花を使った寄せ植えが、とってもお得に体験できます♪
毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。
毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

- 「山口花卉園芸」さんに教わる寄せ植え体験
開始時間 午前8時30分～ 先着50人限定 参加費500円
- 商品券がもらえるポイントカードを発行します
買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。
- お楽しみ抽選会は午前10時ごろから開催します
ポイント引換所で、抽選券をもらうことができます。
抽選券は1人につき1枚までです。
※雨の場合、抽選会を行わない場合があります。ご了承ください。
詳細は、チラシまたは「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。
※こんなイベントをやって欲しい♪など、皆様のご意見もお待ちしています。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
※新規出店者（出店料500円）も募集しています。
※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」
☎：52-3131 にお願ひします。



◆ 平成30年度通学区域外通学の申請を受け付けます

町内の小学校には、それぞれ通学区域が定められており、皆さんが住む通学区域の学校に通学することになります。ただし、次の指定小学校から「通学可能な小学校」に通うこともできますので、希望する保護者は申請をしてください。

指定小学校	通学可能な小学校
三股西小学校 (下新馬場、稗田、東植木、西植木)	三股小学校 梶山小学校 宮村小学校 長田小学校
三股小学校、勝岡小学校、 三股西小学校 (全地区)	梶山小学校 宮村小学校 長田小学校

- ・対象学年 = 全学年と平成30年度新入学児童
- ・申請方法 = 通学区域外通学申請書を学校教育係に提出してください。
※申請書は、中央公民館内の学校教育係にあります。
- ・申請期間 = 11月1日(水)～12月28日(木)
- ・許可決定 = 申請があった保護者に直接お知らせします。
(1月中旬ごろ)
- ・通学方法 = 保護者の責任による通学とします。

※希望者多数の場合は抽選を行うこともあります。

※申請書を提出していない場合は、従来どおり就学指定小学校に通学することになります。



※お問い合わせは、

教育課 学校教育係 (町中央公民館内)

☎: 52-9314 (直通) お願いします。

◆ 「第3回みまた 霧島パノラママラソン」ボランティアスタッフを募集します



大会を元気に盛り上げてくれるボランティアスタッフを募集します。過去2回の大会では、町内外から集まった多くのボランティアによる心温まるおもてなしが大変喜ばれました。寒い中ご協力ありがとうございました。今大会も多くの参加者が見込まれますので、大会を支えてくれるボランティアが必要です。大会コンセプトに共感し、一緒に大会を盛り上げてくれる人であれば、年齢・性別は問いませんので、ご協力をお願いします。応募は、次の申込先までご連絡ください。説明会や当日の詳細などは、追って連絡します。

■大会コンセプト =

本大会を通じて、参加者同士の親睦と融和を図るとともに、友人・親子で走ることができる喜びを共感し、健康維持や明るい町づくりに寄与することを目的とする。

■開催日 =

平成30年1月28日(日) ※雨天決行

■集合・解散予定時刻 = (活動場所異なります)

集合…午前6時45分～7時30分 解散…午後1時ごろ

■会場 =

町立文化会館スタート・ゴール、本部またはコース内

■内容 =

大会本部運営・ランナー誘導・給水所運営など

■支給品 =

軽食・記念品ほか

■申込先 =

教育課スポーツ振興係内

みまた 霧島パノラママラソン実行委員会

☎: 52-9312、ファクス: 52-9724

E-mail: sports@town.mimata.miyazaki.jp

■申込方法 =

★電話・ファクスで申し込む場合

(必須) 住所・氏名・電話番号・年齢・性別

(任意) メールアドレス

★メールで申し込む場合

件名: 「まらそんボランティア募集」

本文: 住所・氏名・電話番号・年齢・性別

■募集期間 =

11月27日(月)まで

※お問い合わせは、

みまたん霧島パノラママラソン実行委員会 教育課 スポーツ振興係内

☎: 52-9312、ファクス: 52-9724

E-mail: sports@town.mimata.miyazaki.jp お願いします。



◆ 町福祉・消費生活相談センター
「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 12月14日(木) (都城市) 12月22日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～午後4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 個人の秘密は固く守られます。
申し込み方法	事前の予約が必要です。 ※申し込み多数の場合は受け付けできないことがありますので、早めにお申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154

◆ 「家内労働（内職）情報」をお知らせします



県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合もありますので、ご了承ください）。

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

■内職者を募集しています！

<仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。>

11月1日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
ブレザーボタン付け・しつけ縫い 他	三股町、都城市	1箇所 10円～
プラスチック製品のバリ仕上げ・ 検査・部品組立・シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業 (ループ、まつり、ボタン付け、 肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 一本 4～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	一反 2万～4万5千円

◎事業所へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集は、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎・ファクス：25-0300
相談日：月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み）相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職 検索

保健と福祉（子ども）

◆ 平成30年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります

入園希望者は、新規・継続にかかわらず各園へ早めにお問い合わせください。
退園・転園希望者も早めに各園または福祉課へお知らせください。
申し込みは、次の要領で行ってください。

■ 申込書などの配布日・場所

- ・配布日：12月1日（金）から配布します。
- ・場 所：入所希望の保育園・認定こども園・幼稚園

※園が児童数を把握する必要があるため、書類の受け取りは、必ず希望する園でお願いします。

■ 受付期間・提出先

受付期間：12月1日（金）～12月22日（金）

提出先：第1希望の園・継続利用する園

※受付期間以降も受け付けますが、期間内に必要書類を提出した人を優先します。

※1号認定の申し込みは、園での内定後に申込書の提出をお願いします。

※1号と2号の併願の場合は、2号認定での受け付けとなります。

※定員の関係上、第1希望に入園できない場合もあります。

※町外の保育園・認定こども園（2号・3号認定 ※認定区分は次のページに記載）は、新規の入園に制限があります。

■ 提出書類

【新規入園者】

○支給認定申請書兼入園申込書（児童1人につき1部）

○就労証明書（2号・3号認定を申請する人）

※マイナンバーの提示が必要です（右記の「マイナンバーの提示」を参照）。

【継続利用者】

○現況届（児童1人につき1部）

○就労証明書（2号・3号認定を申請する人）

追加書類が必要な世帯

①平成29年1月2日以降に町内に転入した世帯（新規入園者のみ）

○平成29年度所得課税証明書（両親分）

※平成29年1月1日に住民票があった市町村からお取り寄せください。

②ひとり親世帯のうち、児童扶養手当を受給しておらず、母子及び父子家庭医療費受給資格者証をお持ちでない人（新規・継続利用者全員）

○戸籍謄本

③就労証明書に添付書類が必要な世帯（新規・継続利用者全員）

○世帯の状況により必要な各種添付書類（手帳、診断書、証書などの写し）

※必要書類の提出がない場合は、入園できませんのでご注意ください。

■ マイナンバーの提示（新規入園者のみ）

入園申込書に世帯全員（同居者含む）のマイナンバーの記入が必要です。

また申込書提出時には、本人確認のため世帯全員の個人番号カード、または通知カードと保護者の顔写真付き証明書をお持ちください。

■ 面接（2号・3号認定のみ）

対象者：新規申込者（ただし、継続利用の兄弟がいる場合は除く）

町内施設での転園希望者、転入予定者

時 間：午後3時30分～6時

場 所：町役場4階第1会議室

持ち物：印かん（認め印可）



日 程 ※平成30年	施 設 名
1月22日（月）	三股中央保育園・エーデルワイス幼保園・ひかりの森こども園
1月23日（火）	みどり保育園・稗田保育園・くるみ保育園
1月24日（水）	わかば保育園・ひまわり保育園（長田分園含む） たでいけ認定こども園
1月25日（木）	こぼと保育園・すみれ保育園・みまた幼稚園
1月26日（金）	りんどう保育園・第一幼稚園 転入予定者

※面接日に都合がつかない場合は、平成30年1月29日（月）以降に福祉課へお越しください。

■ 認定区分について

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間	保育園・認定こども園
			保育短時間	
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間	保育園・認定こども園
			保育短時間	

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）までお願いします。

農林畜産業関連

◆ 児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。

仕事内容は、昼間仕事などで保護者が家にいない小学校の児童に対し、放課後や土曜日、春・夏・冬休みなどの長期休業日に適切な遊びや交流の場を提供することです。

希望する人は、履歴書を福祉課児童福祉係まで提出してください。

勤務時間	月曜日～金曜日	午後2時～6時 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜日・春休み・冬休み	午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間)
休日	週休2日(日曜日および交代で1日) 祝日・12月29日～平成30年1月3日	
募集人員	1人	
期間	契約日～平成30年3月31日まで	

■勤務地＝

町内の児童館・児童クラブ

■応募条件＝

①子どもの指導ができる人。

②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

※資格の有無は問いませんが、保育士または教諭の資格がある人、経験者を優先します。

※お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎: 52-9060(直通)にお願いします。



◆ 12月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者(農業者)の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆12月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日時	12月6日(第1水曜日)・12月20日(第3水曜日) 《午後1時30分～3時30分》 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★この日時以外は受け入れできませんので、ご注意ください。
場所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん (認め印可)をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行 してください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類(ビニールなど)の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換**します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めるとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の①・②の要件を全て満たしている必要があります。

①農業を営み、町内に居住していること。

②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ⑫番窓口)

☎: 52-9086(直通)にお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は
「町内一斉消毒の日」です

現在、海外では口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザの発生事例が次々に報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

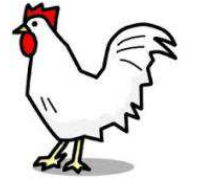
④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師や都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、農業振興課で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆ 屋外で鳥を飼育している人は、
高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザは発生していませんが、中国、台湾、北朝鮮など近隣諸国では、散発的に発生しています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されています。

依然として、ウイルスが侵入する恐れがありますので、渡り鳥の本格的な飛来シーズンに病気の発生を防止するために、次のことに気を付けて鳥を飼いましょう。

◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう。

◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう。

◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう。



※消毒薬は、農業振興課で無料配布しています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。
※鳥を捨てる（放置する）と、法律で罰せられる場合があります。
- 鳥が続けて死亡した、首が曲がってきたなどの異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、農林振興局まで連絡してください。

※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）☎：52-9088（直通）

都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151

北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

水田農家の皆さんへ

◆ ブロックローテーション継続のお願い

町では、各地域の代表者で構成される農業振興対策協議会の話し合いの中で、ブロックローテーションを継続して行うことになりましたので、ご協力をお願いします。

なお、

①主食用米に対する交付金（7,500円/10a）は、平成30年産から廃止されます。

②転作作物にかかる交付金は、30年以降も継続されます。
（大豆、飼料作物、甘藷、里芋など）

ブロックローテーションを行う理由

- ・国は平成30年産から生産数量目標の配分（生産調整）を行いませんが、米の需要量が毎年8万トンずつ減少しているため、30年以降も引き続き「生産調整」は必要としていること。
- ・降雨が少ない年は用水不足により、休耕田への用水の確保ができないこと。
- ・休耕田でのWCS（稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料）などの作付けは、隣の田んぼ（野菜など）へのこぼれ水による生育障害の問題などが発生していること。
- ・ブロックローテーションにより空中防除（無人ヘリ）の効率が高められること。
などがあります。皆さんのご協力をお願いします。



※お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

相談

◆ 「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	12月4日（月）、12月18日（月）
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相談委員	おおむら たみよし くすめぎ かずあき 大村 田三吉、久寿米木 和明

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。



◆ 12月4日～10日は「第69回 人権週間」です

■「人権週間」とは？

今年も12月4日から人権週間が始まります。人権週間の由来は、1948年12月10日にパリで開催された第3回国際連合総会において世界人権宣言が採択されたことによります。この日を記念して、国際連合は、毎年12月10日を「人権デー」と定め、全ての加盟国に対して人権思想の普及高揚に努めるように呼びかけています。

日本でも、毎年12月4日～10日までの1週間を「人権週間」として、広く国民に人権思想の普及と人権意識の高揚を呼びかけるために、さまざまな行事を実施しています。

法務省や全国人権擁護委員連合会では、この期間中の啓発活動重点目標を次のとおり設定し、人権思想の普及のため啓発活動を展開しています。

<啓発重点目標>

「みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

■こんなときは人権擁護委員にご相談ください！

人権が侵害されたり、侵害される恐れがあるとき。いじめ、体罰や土地建物、金銭の貸し借り、そのほか家庭内の問題などでお困りの方は、

- ・人権擁護委員（月に1回 三股駅多目的ホールで人権相談所を開設）
- ・宮崎地方法務局都城支局（☎：22-0490）
- ・全国共通人権相談ダイヤル（☎：0570-003-110）

へご相談ください。

相談は無料です。秘密は固く守られますので、安心してご相談ください！



※お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約、相談費用などは不要です。

■特設人権相談

期 日	12月6日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くわはたみよこ いまむらりえ 栗畑実余子、今村理絵 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52-1112（直通）

- ・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	12月19日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談・悩みごとに対して、司法書士が適切に回答します。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、電話か窓口で直接お申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。



◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

■相談内容

<消費生活に関する相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引

<福祉に関する相談>

- ・心や体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談

■相談日 = 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

■時 間 = 午前9時～正午 午後1時～4時



※お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター
☎：52-0999 にお申し込みします。